



農委だより ところざわ

第84号

令和3年3月

●農地のことは農業委員会へ…

農地法による許可申請の受付締切は毎月**10日**です。

発行：所沢市農業委員会 所沢市並木一丁目1番地の1 ☎ 04-2998-9264

今月の紙面

農地利用状況調査結果等……2ページ

特定生産緑地の指定等……3ページ

農地の賃借料情報等……4ページ



説明を受ける中島秀樹さん（左）と父・広和さん（左から二人目）／令和元年10月撮影

父から子に贈る安心 ~農業者年金~

富岡地区在住の中島秀樹さん（37歳）は、里芋・枝豆を中心にはうれん草や小松菜も作る農家の後継者です。令和元年10月に、農業委員の戸別訪問をきっかけに農業者年金に加入しました。加入の決め手には、父・広和さん（67歳）の後押しがありました。「一人息子の将来、医療や介護を考えると社会保障だけでは心配でした」と広和さんは語ります。

農業者年金は少子高齢化に強い積立方式のため、支払った保険料分を一生涯、年金として受け取ることができます。また、保険料は全額社会保険料控除の対象となり、貯蓄するよりも節税の効果が高いといった利点もあり

ます。

農業者年金について詳しく知らなかったという秀樹さんも、農業委員の説明を聞き加入に前向きになりました。さらに、すぐに加入を決めた理由は、保険料なら支払うから、若いときに加入した方が良いという広和さんの強い勧めがあったからといいます。

「親として何かしてやりたい思いがありましたし、税の控除も受けられますから」と笑顔を見せる広和さんと「父が加入させてくれたことに感謝しています。老後も余裕があれば、趣味にも使いたいです」という秀樹さんには、強い信頼関係が感じられました。

令和 2 年度農地利用状況調査結果



農業委員会は、令和 2 年 7 月 28 日から 8 月 5 日までの間、「令和 2 年度農地利用状況調査」を実施しました。

この調査は、農地が遊休化または遊休化のおそれがないか確認することを目的に毎年行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者等に対して是正指導を行い、解消に努めていただきました。

今年度の調査結果をお知らせします。

地 区	調査対象面積	調査対象筆数	所有者数	是正面積	未是正面積	是正率
富岡東	175,869 m ²	154 筆	86 人	147,015 m ²	28,854 m ²	84%
富岡西	218,306 m ²	162 筆	75 人	184,034 m ²	34,272 m ²	84%
小手指	113,636 m ²	81 筆	54 人	77,549 m ²	36,087 m ²	68%
山口	11,635 m ²	18 筆	10 人	11,635 m ²	0 m ²	100%
吾妻	15,830 m ²	20 筆	13 人	15,164 m ²	666 m ²	96%
松井	107,614 m ²	122 筆	56 人	98,126 m ²	9,488 m ²	91%
柳瀬	193,082 m ²	191 筆	99 人	172,566 m ²	20,516 m ²	89%
三ヶ島	140,036 m ²	117 筆	83 人	119,150 m ²	20,886 m ²	85%
計	976,008 m ²	865 筆	476 人	825,239 m ²	150,769 m ²	85%

令和 3 年度農地利用状況調査は 7 月下旬ごろに実施します。
農地の適正な管理に努めていただきますようお願いします。

農業者年金のご案内

～加入申込はお近くのJAまたは農業委員会へ～

— 加入できる方は —

国民年金
第1号
被保険者

年 間
60日以上
農業に従事

20歳以上
60歳未満

— 月々の保険料は —

20,000 円から 67,000 円までの中自由に選択

現況届の提出のお願い

毎年 5 月末頃に農業者年金基金から受給者に現況届が送付されます。提出期間内に必ず提出してください。提出されないと年金の支給が差し止めとなる場合があります。

提出期間 6 月 1 日～30 日

提出場所 農業委員会または各まちづくりセンター

特定生産緑地の指定を進めています

現在、所沢市では特定生産緑地の指定を進めています。指定の意向について、申請書を提出されていない生産緑地の所有者に、再度申請案内を送付していますので、ご意向に沿ってご対応をお願いします。

特定生産緑地は、申出基準日（都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過する日）を過ぎると、指定することができませんのでご注意ください。

特定生産緑地の指定

■特定生産緑地制度とは

生産緑地地区の指定（都市計画決定）から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地の指定を受けることで、市に買取申出できる時期を10年間延伸できる制度です。

■特定生産緑地に指定されると

特定生産緑地に指定されると、現在の生産緑地地区と同様の取り扱いとなります。

- 固定資産・都市計画税は引き続き、農地課税となります。
- 相続税の納税猶予制度の適用が可能となります。

■特定生産緑地に指定されないと

生産緑地地区としての行為制限を受けたまま、次のような取扱いとなります。

- 固定資産・都市計画税が段階的に宅地並み課税となります。
- 次世代の方は相続税の納税猶予制度を適用することができません。

生産緑地の追加指定

所沢市では、都市農業の振興や良好な緑地環境の保全のため、平成31年3月に「所沢市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を新たに制定し、面積要件を「500m²以上」から「300m²以上」に緩和しました（北秋津・上安松地区土地区画整理事業区域は500m²以上）。これまで指定できなかった小規模な農地についても、生産緑地に指定することができるようになりました。追加指定に関する相談は随時受け付けています。農地の所在、地番、面積をご確認のうえ、ご相談ください。

問い合わせ 所沢市都市計画課

（☎2998-9192）

農地の出し手と受け手を取り次ぎ 所沢市農地サポート事業

農業委員会では、農地の有効活用を進めるため、「所沢市農地サポート事業」を実施しています。

この事業は、農地の情報を登録していただき、貸し付け・売り渡しを希望する「出し手」と、借り受け・買い受けを希望する「受け手」の間の利用調整を行い、農地の流動化を図るもので

■出し手（貸し付け・売り渡しの情報）の登録

農地を売りたい方、貸したい方は、対象農地の所在地、面積、状況、案内図、土地の図面、貸し付け・売り渡しの別を登録します。貸し付けの場合は貸付希望期間も登録します。

■受け手（借り受け・買い受けの情報）の登録と閲覧

【登録】

農地を借りたい方、買いたい方は、希望する農地の所在地、希望面積、希望状況、借り受け・買

い受けの別を登録します。借り受けの場合は借受希望期間、作付け計画も登録します。

【閲覧】

登録完了後、貸し付け・売り渡しを希望する農地の情報を閲覧することができます。閲覧の時点では所有者の住所・氏名は公開しませんが、希望する条件に合致する農地が見つかった場合は、その所有者と面会し、その後の貸借・売買について話し合いをしていただきます。

■登録方法

登録をご希望の方は、出し手、受け手いずれの場合も、農業委員会事務局（所沢市役所5階）で手続きをしてください。随時受け付けています。登録の際には、身分証明書、印鑑をお持ちください。

くわしくは、農業委員会事務局（☎2998-9264）へお問い合わせください。

令和2年 所沢市の農地の賃借料情報

農地の賃借料の目安となる実勢賃借料情報をお知らせします。

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された市内の農地（普通畠）の貸借における賃借料水準は下表のとおりです。

■畠（普通畠）の部（10a当たり/年）

地域	平均額	最高額	最低額
市内全域	10,900円	33,600円	2,400円

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

使わなくなった農業機械等を有効活用 農業機械情報登録事業

農業委員会では、不要になった農業機械や農業用資材の情報を登録していただき、農業機械等を必要としている方へ取り次ぐ「農業機械情報登録事業」を実施しています。

この事業は、使用していない農業機械等を有効活用するとともに、新規就農者など農機具を必要としている方を支援するために実施しているものです。

使わなくなったトラクター、耕運機、野菜洗い機等の農業機械で稼働するものや、野菜コンテナ、トンネル支柱等の農業用資材を無料または安価で譲っていただける方は、ぜひお知らせください。

【譲り受けたい農業機械等】

▶トラクター▶管理機▶野菜洗い機

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

所沢市ホームページにて 農業者向け情報発信中！

- ◆病害虫情報
- ◆台風等災害情報
- ◆補助事業情報
- ◆収入保険情報 等



所沢市 農業者

検索

全国農業新聞を購読しませんか

発行日 月4回金曜日

購読料 月額700円

発行所 全国農業会議所

●購読の申し込みは農業委員会事務局へ●

営農意向及び実態調査に ご協力ありがとうございました

農業委員会では、令和2年12月に営農面積が10a以上の市内農地所有者、耕作者の方を対象に「令和2年度営農意向及び実態調査」を実施しました。ご回答ありがとうございました。

調査票を未提出の方も、同封の返信用封筒により返送していただきますようお願いします。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

戦前に設定した小作権を 利用権に変更しませんか

戦前に設定した小作権を農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に変更することができます。

■利用権の特徴

- ①貸借期間満了時に農地が返却され、離作料は発生しません。
 - ②更新手続きにより貸借を継続できるとともに、貸借条件の見直しを行えます。
 - ③所有者と耕作者の合意により、期間途中でも解約できます。
- ◆利用権設定のご相談は、随時受付しています。

問い合わせ 所沢市農業振興課

(☎2998-9158)

ところざわほっとメール

農業情報を
いち早く キャッチ！



【登録方法】

- ①QRコードを読み取って空メールを送信して
- ②返信メールが届いたら本文中のURLを選択
- ③「農業者向け情報」にチェックを入れて
- ④登録ボタンを押せば完了です。